

1 計画の背景と改定について

近年、大規模な地震が発生し、また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模な地震発生の危険性が切迫するなど、いつ、どこで地震が発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。北海道では、平成5年釧路沖地震（M7.5）、同年北海道南西沖地震（M7.8）、平成6年北海道東方沖地震（M8.1）、平成15年十勝沖地震（M8.0）、平成28年には内浦湾地震（M5.3）、平成30年北海道胆振東部地震（M6.7）など、大規模な地震が発生しています。

国では、こうした状況を踏まえ、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）の改正を行い、国及び地方公共団体による計画的な耐震化の推進や、建築物に対する指導等の強化などを位置付けました。

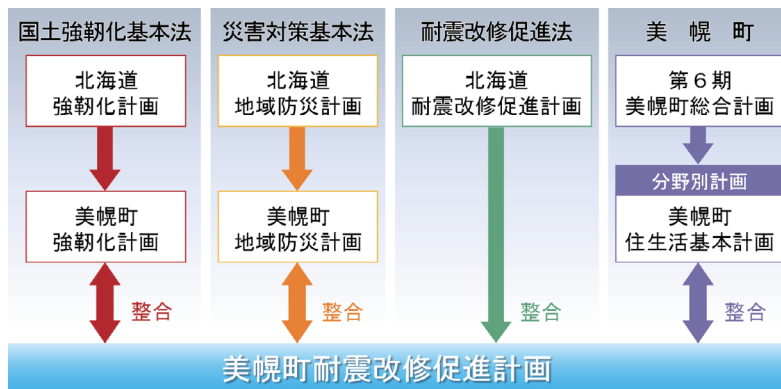
一方、本町では地震発生の頻度が比較的低いことから、地震被災に関する危機意識が希薄な傾向が見受けられます。これらのことから、本町では、地震発生時の被害を軽減するため、町民の防災意識の向上と、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することを目的として、平成22年3月に「美幌町耐震改修促進計画」を策定しました。前計画は、平成29年度（2017年度）に改定を行い、令和3年度（2021年度）までの住宅・建築物の各耐震化率の目標を定め、公共施設の耐震改修や民間建築物の耐震化促進に関する普及啓発及び支援制度の整備により、早期の耐震化を目指してきました。

こうした中、計画期間が令和3年度（2021年度）で終了となるため、これまでの計画の実施状況に関する調査・検証を行うとともに、新たな耐震化の目標や今後の耐震化に向けた取り組みについて検討する必要があることから改定を行いました。

2 計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法第6条に基づき定めるものです。

また、国の基本方針並びに、「北海道耐震改修促進計画」、国土強靱化基本法に基づき本町が策定している「美幌町強靱化計画」、災害対策基本法に基づき本町が策定している「美幌町地域防災計画」、本町の上位計画である「第6期美幌町総合計画」、その他分野別計画との整合を図り策定するものとします。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。なお、社会情勢の大きな変化などにより本計画の見直しが必要となった場合には、状況に応じて見直すこととします。

4 計画の区域

本計画が対象とする区域は、美幌町全域とします。

5 計画の対象建築物

国の基本方針では、令和7年度(2025年度)までに「住宅」の耐震化率を95%、「多数の者が利用する建築物」の耐震化率については概ね解消することを目標としています。さらに、「多数の者が利用する建築物」のうち公共建築物については、災害対策本部や避難収容施設など、災害時の応急活動の施設として利用されることから、強力に耐震化の促進に取り組むべきとしています。

これを考慮し、本計画が対象とする建築物は、公共建築物及び民間建築物の「住宅」及び「多数の者が利用する建築物」とし、特に、旧耐震基準(昭和56年5月31日以前)によって建築確認(着工)された建築物の耐震化を促進します。

耐震改修促進計画の対象建築物

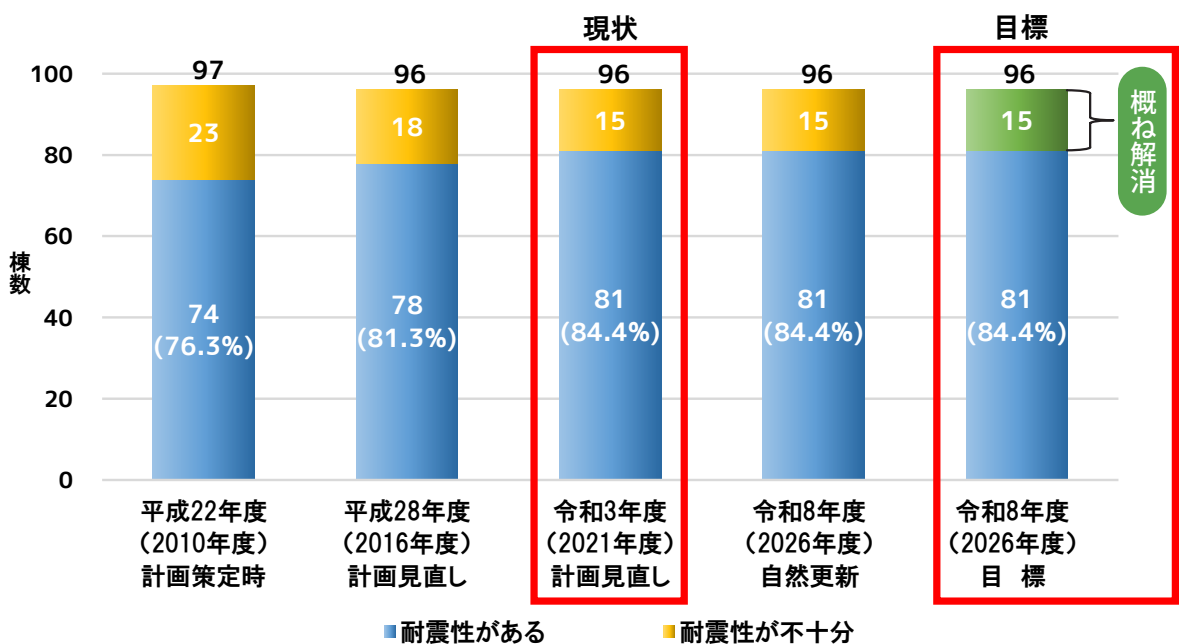
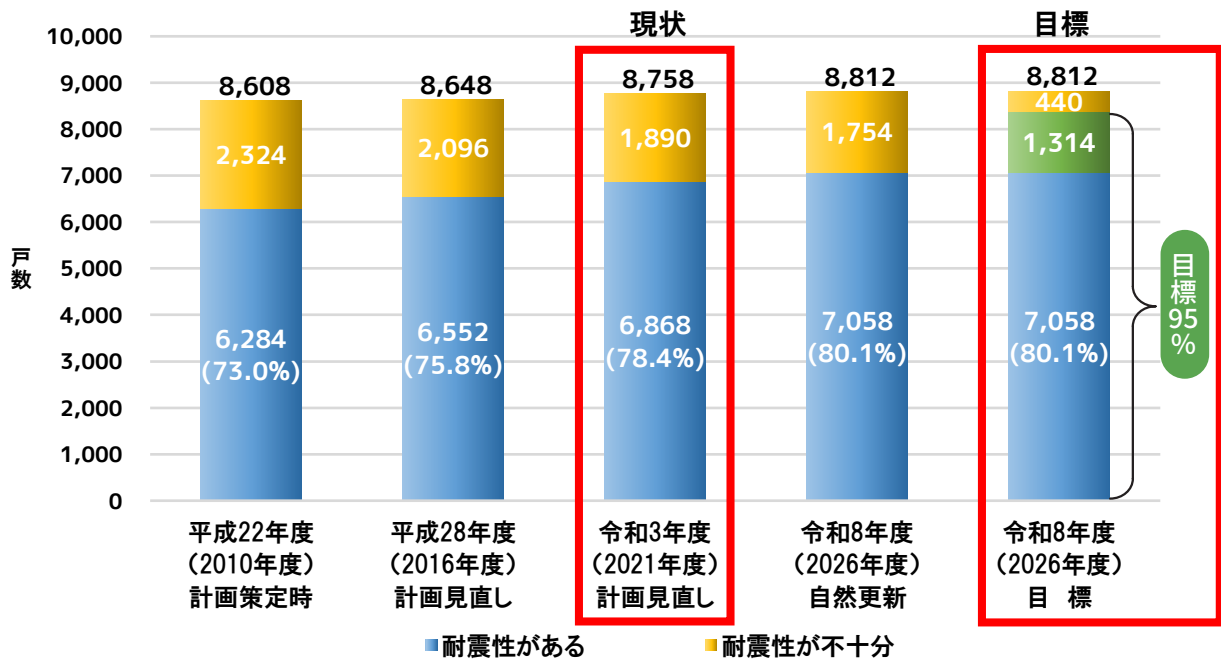
対象建築物区分	機能区分	項目	具体的施設	
公共建築物	住宅		公営住宅・町有住宅 (専用住宅、長屋建住宅、共同住宅)	
	多数のものが 利用する建築物 (特定建築物)	災害対策本部設置等、 災害対策拠点施設	美幌町役場庁舎、消防庁舎	
		災害対策拠点 機能等の確保	避難収容施設	【小学校】 美幌小学校、東陽小学校、旭小学校 【中学校】 美幌中学校、北中学校 【その他】 スポーツセンター、町民会館
		災害対策拠点 機能等の確保	医療・救護拠点	美幌町立国民健康保険病院
		災害時における 被害の軽減	その他特定建築物	コミュニティセンター
民間建築物	住宅		住宅(専用住宅、併用住宅、共同住宅)	
	多数のものが 利用する建築物 (特定建築物)	災害対策拠点 機能等の確保	医療・救護拠点	—
		災害時における 被害の軽減	第1号特定建築物	多数利用建築物
			第2号特定建築物	危険物貯蔵等の建築物
第3号特定建築物	避難路沿道建築物			

6 住宅・建築物の耐震化の現状と目標

「住宅」は、令和3年9月末時点で町内に8,758戸あり、耐震性があると考えられる住宅の割合（耐震化率）は、78.4%です。

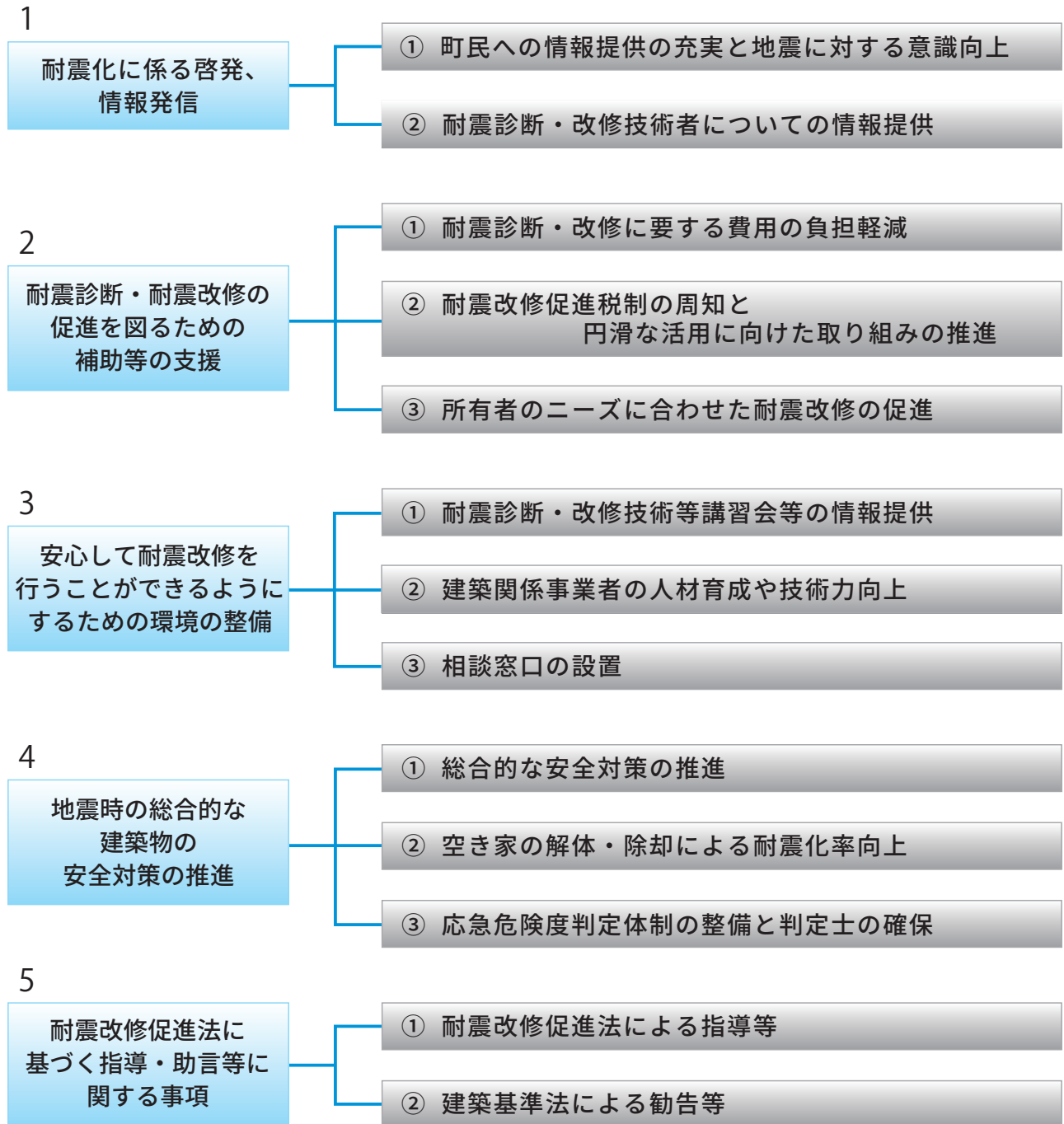
「多数の者が利用する建築物」は、令和3年9月末時点で町内に96棟あり、耐震性が確認された建築物の割合（耐震化率）は、84.4%です。

目標年度の令和8年度（2026年度）までに、「住宅」の耐震化率を95%、「多数の者が利用する建築物」の耐震化率については概ね解消することを目標とします。



7 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

町民意向調査の結果を参考に、本町では今後、「住宅」「多数の者が利用する建築物」の耐震化の目標達成に向けて、次の5つを施策の基本的方向とし、効果的・効率的な施策を展開します。



お問い合わせ先

美幌町役場建設部建設課建築グループ
〒092-8650 北海道網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地
TEL:0152-77-6553 TEL:0152-72-4869